

(文責：三重県議会事務局)

## 第11回議員報酬等に関する在り方調査会会議録

(大森座長)

今回の皆さまのご意見も含めまして、最終報告に向かっての取りまとめなのですが、ワンセットで全体を出すことになっていますので、とりあえず政務調査費についてどういうふうにするか。

まだそのワンセットで出す全体の細かいところまで詰まつておりますが、本日は政務調査費の部分を大筋としてご検討いただきまして、最終報告に向かって皆さん方のお知恵を出していただくような手筈でございます。まだ中途半端ですけれども、積極的に議論していただいたらいかがかと思っています。

私のほうから、本日ここへ提示していただく資料については事務局で少し整理していただいておりますので、まず資料について説明していただいた後、私が「座長提案ペーパー」というものがございまして、それもできれば説明させていただきます。

では、資料について説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局提出資料の説明をさせていただきます。

いつものとおり、事項書の次には前回、「第10回調査会論点整理」、これは事務局で作成した案と会議録を付けさせていただいております。会議録につきましては、すでに各委員の先生方のご確認を得られましたので、三重県議会のホームページにも掲載し、同じものを今回配付させていただいております。

それから、「論点整理（案）」につきましては、前回、最終報告の構成についてご意見をいただきましたので、特に裏面になりますけれども、そのご意見の概要を書かせていただいてあります。

配付資料につきましては、今回は資料1、それから資料2-1、2-2の3点を、併せまして、座長のほうから資料3をご提出いただいております。

### 資料1 政務調査費の条例化に関する調査結果

これは前回（第10回）の調査会の時に宿題になっていたもので、平成12年

5月、当時の自治省行政課長から、地方自治法改正の施行通知が出ていたことに関しまして、三重県議会では条例で政務調査費の金額を決定する際に、第三者機関の意見を聴取したという記録がないと申し上げました。そして、全国的にはどうであったかを調べるようにご指示をいただきましたので、その調査結果でございます。

この表の右から二つ目の列でございますが、「第三者機関からの意見聴取の有無」という欄がございます。「不明」という回答もありますが、香川県だけが特別職報酬等審議会の意見を聴取したというご回答をいただきました。

前回の調査会の時に、知事の付属機関である報酬等審議会には政務調査費の金額という所掌事項などはないのでというふうに申し上げましたが、実は香川県のほうでは平成12年12月にこの審議会条例を改正いたしまして、「議会における政務調査費の額」という文言が所掌事項を規定した第2条に追加されたということです。

あと、滋賀県では「注2」のとおり、第三者機関の設置は行っていないが、商工会議所連合会会長等から意見聴取を行ったという回答をいただいております。

その他のところでは、「不明」という回答もございましたけれども、ほとんどのところで「第三者機関からの意見聴取はなかった」というような結果でございます。

それから、この調査では条例化前後の金額についても併せてお聞きをいたしております。上から行きますとまず北海道でございますが、旧制度、三重県で行きますと「県政調査研究費交付金」という公益的補助の分ですが、会派分のみ45万円であったものを、政務調査費の条例化にあたり会派分10万円、議員分43万円の合計53万円に金額が増額されております。

同様に、和歌山県では旧制度で会派分のみ23万円であったものを、会派分6万、議員分24万円の合計30万円に、それから島根県では、会派分のみ25万円であったものを、会派分3万円、議員分27万円の30万円に、それから特別職報酬等審議会から答申のあった香川県では、旧制度では会派分のみ25万円であったものを、会派分のみですが30万円に金額が増額をされております。

以上の4道県で政務調査費の条例化の際に交付金額が増額になっております。

残りの 43 都府県では、会派分と議員分とを合わせた議員 1 人当たり月額は旧制度と同額であったと、そういう結果でございます。

#### 資料 2-1 最終報告の構成案

これはあくまで目次だけでございますが、前回調査会におきまして、最終報告は、1 月にいただきました中間報告とセットでというご意見がございました。そこで、中間でいただいた部分を「第 1」、それから今回メインとなります政務調査費部分を「第 2」という形で表しました。

目次の 3 ページのところでございますが、第 1 で添付いたしました別添資料は、ここでは一旦外すという案でございます。目次の 4 ページからは、今回の政務調査費に関する項目になりますけれども、第 1 にならいまして「はじめに」から「調査会の活動」、「現状」、それから「活動実態」、「あり方」までを記載し、これまでのご議論を踏まえて第 1 ではなかった「制度の見直し」という項目を置いております。

ただ、その中間報告を機械的に写したようなものでございますので、第 2 だけでサブタイトルを付けるとか、あるいは第 2 だけで「はじめに」を記載するかといったようなことは、委員の皆さんでご議論をいただく必要があるかなと思っております。

それから、目次の 6 ページでは、前回の議論にもありました中間報告に関する補足説明というものを置きまして、別添資料は最後にまとめるという、そういう構成でいかがでしょうかということでございます。

#### 資料 2-2 最終報告の骨子案

2 の政務調査費関係の骨子案でございます。実際には、第 1 の続きとしましてセットでご提出いただくものですが、便宜上、今回、第 2 の始まりを 1 ページというふうに置いております。先ほどの目次に合わせて、これまで提出した資料等を基にある程度機械的に記載できる部分を入れてみました。これがだいたい 17 ページぐらいまで、現状の話でございます。

18 ページからは、詳しい内容のご議論をいただきたい部分ですけれども、例えば 18 ページの 1 の現状の問題点のところで、(1) では「交付金額に対する返

還率」のことを記載しております。これは、これまでの提出資料から客観的に読み取ることができる現状であって、これにどんな問題があるのか、あるいは大した問題ではないのか等は、これから皆さんにご議論をいただきたいと考えております。

同じような形で、(2) から (5) まで、ヒアリング意見や提出資料などの中から現状を拾い集めたものがございますけれども、委員の皆さんでご協議をいただいて、項目の要否であるとか追加も含めまして記述内容の決定をお願いするものでございます。

次に、19 ページの下のほうに、2 といたしまして「基本的考え方」の項目を記載いたしました。これも、これまでの議論も踏まえ、どう考えたら良いのかという項目を事務局なりに集めてみたもので、(1) から (4) まで 4 項目記載をしておりますけれども、同じように項目の要否や追加も含め、記述内容をご決定いただきたいというふうに考えております。

それから、3 の「改善点」については、1 の「現状と問題点」とか 2 の「基本的考え方」を踏まえ、三重県議会議員の政務調査費として改善すべきことを決定いただきたいという部分でございます。

それから、4 の「制度の見直し」のところでは、(1) は全国議長会の緊急要請と中央政党の動きを書いてみました。それから (2) はさらに進んで議員報酬と政務調査費の一本化、これは議員ヒアリングでも少し意見が出ておりましたけれども、それについて記載をしております。こういう動き、考え方について、調査会はどのようなご判断をされるのかということもご議論いただいて、内容を決定していただいてはどうかということでございます。

それから、最後の 21 ページは、「おわりにあたって」としておりますけれども、前回第 10 回調査会のご議論を踏まえまして、その中間報告の補足説明をここで記述してもらってはどうかと、そういうものでございます。

### 資料 3 政務調査費に関する補足（参考）メモ（大森座長提出資料）

今回は資料 3 としまして、座長からご提出いただいたものを配付いたしております。政務調査費制度創設の経緯につきましては、第 2 回調査会の際にも座長から資料をご提出いただき、国会議員の立法事務費との関係や、規定ぶりの

曖昧さについてもご説明をいただきました。この資料では、立法事務費との違いや、その点から見た政務調査費制度自体の問題点をより詳しく記述していただいておりますけれども、詳しい説明は座長からお願ひいたしたいと思います。

(大森座長)

いくつかこれからお諮り申し上げていきたいと思います。

まず、資料1ですけれども、制度が変わった時に他の都道府県はどういうふうに対応したかということです。基本的に言えば、「調査研究費」という言い方になっていましたので、それをそのような形で法律上も使っているのですよ。補助金で出していた時期にも、「県政調査費」みたいな言い方で出していたものを、法律上そういう言い方に変えましたから、この表を見ると現実に行われていた補助金の交付を法的に追認しているのです。従って、大部分のところは従来の額そのままなのですが、一部自治体によっては上げているですね。本当はその上げた理由をお聞きしたいのですが、なかなかこれは難しいところです。

それから、香川県だけが条例改正がございましたそうですけれども、ちゃんと第三者というような方々の意見を聞きながら、しかも上げているということです。これも本当はつぶさに実情を知りたいところですが、一応大筋を見ますと、制度が切り変わった時にだいたい追認されているということがよく分かるという表ではないかと思っています。

やはりどこでも低いところで20万台とか、30万前後。東京都は多分これは後で説明しますが、立法事務費以上の額が出たのではないかと思います。

調査をした成果の一つですので、この表はこれでよろしいですか。

それで、前後して恐縮ですが、私が出したペーパーから先に説明させていただきます。わざわざ出した趣旨は、特に今回私どもが三重県の議会・議長にお出しする報告書の中で、現在の法律に基づいた条例があって、それで支出されている政務調査費について、当たり前のことですが、この支出は合法的です。間違いありませんね。しかも、一応適正手続きをひいていることも確認できましたので、合法的にちゃんと支出されています。

但し、私は、合法的であるからと言って、正当性が加味されているとは言えない。県民のほうから見て、「なるほど、このお金はこういう趣旨でこういうこ

とに役立っていて、事実こういう成果が上がっているじゃないか」ということが納得できるならば、このお金についてはこれぐらいの額を出してもよろしいというふうにできるのを「正当性」だと考えると、必ずしも正当性は担保されていない。そういう話ではないかと思うわけです。

その来る所以は、もともとこれが法律に経緯があるのではないかと思います。なぜそういうことを言うかと言うと、今回、私どもが報告書を出す時に、合法的に支出されている政務調査費について実態を調べ、それについてある種の改善策を提示することはできると思うのですが、それにとどまる話なのだろうかということを問題提起したいからです。

現在、政務調査費に係わる 100 条 14 項については、国のはうにいろいろ法改正案を持ち込んでいるという経緯もございますので、それがどうなるかということもございますけれども、やっぱり三重県の調査会としては、やや展望的な観点を打ち出しておくべきではないか。そのうち三重県の議会基本条例で対応できる部分と、大きく法律改正の問題で無理な話もあるかも知れませんが、とりあえず三重県の議会基本条例で頑張ればできるという範囲ぐらいのことがあれば、それで展望的な今後の課題として提示してみたらどうか。

従って、こここの報告書の構成は、現状と現状を理解してどうなっているかということを他の県と比較を考えてみて、問題点があれば問題点を指摘した上で、こういうふうに改正したらどうですかというところまで言えるのですが、もうちょっと展望的に見ていくて、この政務調査費そのもののあり方について少し議論して、何らかの形で文章を作つてお出ししておいたらどうかということを言いたいために、このペーパーを用意したのです。

それで、私の知っている限り、経緯は、もともと 1953 年に国会議員については「立法事務費」というのを法定化しまして、ちゃんと出しているのです。これにだいたいそぐう形でおそらくはこの「政務調査費」というものが立法化されたはずなのですが、ちょっと 3 ページを開けていただけますか。ゴシックのところがあると思います。ここがポイントだと思います。

「立法事務費」は「国会が国の唯一の立法機関たる性質に鑑み、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため」に出していくものであり、これに対して「政務調査費」は「その議会の議員の調査研究に資するため」に出した。

この二つの法律の条文で一致しているのは「調査研究」なのです。

ところが、「調査研究」は同じなのですが、実はこの「政務調査費」を打ち込んだ時に、およそ都道府県あるいは市町村の議会の場合は、議会の議員の調査研究が立法に関するものであるかどうかということがほとんど分からなかった。私は、従来の補助金を合法化するために改正したのではないかと見ていく上で、従って、これが地方議会の立法活動に係わらせるという発想はなかったのではないか。

ということは、自治法の 100 条の中で規定しているところから見ると、どうやっても自治体の事務に関する調査、つまり監視機能が想定されていて、明示的に議案の調査・企画・立案、つまり「立法」ですけれども、政策形成機能に係わらせてはいないのではないか。つまり、「立法事務費」と「政務調査費」というのは、似ているように見えるのですが、違うのです。似て非なるものがあって、従って、自治法の趣旨は、立法機関としての議会の充実強化を図ろうとしているとは考えにくい。ここが最大の問題点ではないか。

三重県議会が頑張ってきた一つの側面は、議会自らが政策形成に乗り出していくこうということですが、その政策形成を支援するための、もし公費支給ならば、それは立法事務費とだいたい記述が一致するのですが、このままだと合っていないと思うのですね。

それで、何とかして「政務調査費」というのは、私はちょっと言葉がきつくて怒られるのですが、もともとこれを法律化して、その後実施している「政務調査費」そのものが、当初から曖昧なままなので、特に「調査」に引き付けられて政務調査費が使われているのは窮屈であるので、「調査」というのを外してもらいたいと言っているのです。

実は、はなからして私は、「政務調査費」がいわゆる事務の調査に使われる理由はないと思っているのです。そのことは、今の 3 ページの上のほうに書いてあるのですが、「ところで、自治法第 100 条は、」というところで、100 条というのは全体はどういう規定になっているかと言うと、調査権、政府の刊行物送付義務あるいは図書室の附設に関する包括規定になっているんです。この 13 項にご案内のとおりの規定が入ったのですが、その後、国会でいろいろ議論されていて、そして今のような関係になったのですが、この段階でその調査研究

について法文上は何の定義もしていないですよ。でも、100 条に入れているということは、どう見ても「調査」なんです。調査というのは、議会及び委員会、それからこれは地方自治法が改正されていますので、有識者にお願いして調査することができますから、従って、政務調査費を限られているように調査に使う意味はほとんどない。実際にはなくなっているはずだと。それにもかかわらず、政務調査費の法律があつて条例があるものですから、幅広く事務所を置いたり、あるいはどこかに調査に行って旅をして歩いてくるということを可能にしている。

従つて、県民のほうから見ると、一体これは月々この額が出ているのだけど、何のために使われてどういう効果があるかということが明確にならない状態が続いているのではないかと。何とかしてこれは打破すべきではないかと。

しかし、これを三重県議会だけでできるのか、それとも法律を直さないとできないのかということがございますので、ギリギリのところまで三重県議会としては、世の中に向かって提言するということを含めて、少しこの種の議論について皆さん方のご意見を伺った上で書き込めるならば、今回の報告書の中に書き込んでいきたいというのが、このペーパーを出した理由です。

ちょっとこの文書は明確に書いてありますので、少し文章上はきつくなっているかも知れませんが、これが今日出している理由です。

従つて、これからちょっとご議論いただきますが、報告書案の資料 2-2 に戻つていただきまして、3 ページの真ん中ぐらいに、これは制度の説明ですが、議員報酬はご覧のとおり、普通地方団体に交付しなければいけないと義務付けているのです。この義務付けも、歴史を振り返ると、どうして義務付けたかということは分かっていないのです。戦後改革の中で、戦前は名誉職で費用弁償ぐらいだったのですが、戦後改革する時にこれを「交付しなければいけない」と義務付けたのですよ。振り返つてあの時のことを調べたのですが、あの時に意外と誰も議員報酬は交付しなければいけないと義務付けることをおかしいと言う人はいなかつたのです。何の議論もなしに義務付けたのですよね。

つまり、法律を書く時に「交付しなければいけない」と書かれたら、これは必ずしなければいけないわけです。しなければ違法になるわけです。強い義務付けになってしまっているわけです。ところが、これ以外の方式は全部「でき

る」規定になっているのです。従って、政務調査費は出さなくてもかまわないのです。義務化していませんから。あとは自治体の意向によって出すかどうかを決めることができる、「できる」規定になっているわけです。他はもう全部そうなっているのです。報酬以外は「できる」規定です。

従って、任意なのですけれども、実際の都道府県をご覧いただくと分かります。例外なしに支給しているわけです。例外なしに支給しているということはどういうことになるかと言うと、どこの自治体でもこれは必要な活動経費であるということを裏付けている状況があるのです。それで、地方交付税措置が行われた。都道府県に限ってだけじゃないかと思うのです。その点で言えば合法的です。必ず合法的になっているのですけれども、どう見てもここは任意規定ですから、思い切ってこれは出さなくてもいい。もし出していることに各議会に特段の理由がなければ、ゼロにしても構わないという規定になっています。ゼロにしているところはございませんので、三重県だけゼロにするわけにはいかない、多分そうなるのではないかと。ここはちょっとこのことを文章に入れ込んでいますので、ちょっとご指摘いたしました。

あとは、皆さん方、事実を読めているところですから、交付税措置がこうなっていて、三重県の実態が条例ではこうなっていて、条例で分かったことですけれども、前の補助金で出した結果というのは明確なことはまったく分からぬ。その後、同じ額が続いている理由もよく分からぬ。ということは、分からぬのですから、どこに比較の基準があつて、それで打ち出したか分かりませんので、我々はこの額についての適正水準の議論が非常にしにくい。この額をこういうことと合わせて、例えば全国平均で見ていくらかということは簡単にできますけれども、あんまり根拠がないことになっています。そういうことを含めて淡々と実態を書き込んでいるのがこの5、6ページ以降です。

しかし、三重県議会は条例改正をして、政務調査費についてはできるだけ透明性を向上させるという努力をずっとやってきていますので、それから減額の取り組みも行われていますから、そこはきちっと事実として書いたことがあります。

それから、8、9ページに同じように全国はこうなっていますよということを書いています。

それから、今回ご案内のとおり、私どもの調査では実際の会派分というのをどういうふうに分かれているかということを事務局で調べていただいただけではなくて、12ページに議員さんたちのヒアリング結果を書かせていただいている。今回の調査で最大の成果の一つはこれではないかと思っていますので、ここは素直にどういうご意見が出たかということを書いてございます。ご記憶が新たですけれども、今回の政務調査費の使途、議員ヒアリングで言うと実際に多方面に使われていて、それぞれのお考えがあって一律にはこうだということが言えない程度にばらついていると言うか、多様な活動を裏付けるものだったということが分かったということです。

しかし、議員さんの中にはいろいろご意見もございまして、必ずしもご意見が一致しているわけではなく、ご意見が分散しているということが分かります。そこまでは、多分文章上のこととはございますけれども、こういうようなことはないかと思っております。

問題は18ページ以降でして、この空白があるところは今日の議論をある程度していただく、こういうことがポイントだということを埋めていただければ、私がご意見を頂戴しながらここに文章を書き込んで、次回には出していくということです。

まず、交付金額に対する返還率ですけれども、これは今回調べてみまして分かりましたので、これについてどう考えればいいのかということですが、だいたい2割前後の返還があるということについて、これは実態ですが、何か問題点を指摘することができるかどうか。まず(1)について皆さん方のご意見を伺いたい。いかがでしょうか。

(廣瀬委員)

平均の返還率が2割程度で、ほぼ全部返還されていらっしゃる方もありますし、ほぼ100%使っていらっしゃる方も相当数あるということで、これは支出を義務付けるものではない、必要経費ですから、活動スタイルによって違いが出て来るというのは、もう制度の中に織り込むべき、あるいは織り込まれているということで、平均の返還率が2割であるから2割カットをしても良いという話ではないと思います。そこは確認しておいたほうが良いかと思います。

(金森委員)

私も廣瀬委員の意見に賛成なのですが、ヒアリングをさせていただいている方のご意見を聞いた中で、使わなかつた方、使う必要性がなかつたのか、そういう活動なのかどうか分かりませんが、残つてゐるからと言って無理に使つていたりする部分は一切なくて、必要な方は必要なように使つていますし、必要でない方は特に使わずに残してゐる。別に残してゐるわけではなくて、それは経費ですから、そういったものだと思うのですね。

なので、残してゐるというような考え方ではなくて、逆に活動されたい方はそれに合わせてある程度使える額があつて当然なのかなというふうに思いました。

(岡本委員)

一応今、現実に震災対応で2割の減額をやつてゐるわけですし、それから今経済情勢等々の中で考えていけば、2割程度減額してもそう大きく議員活動には影響しないというようなこと、そのへんはきちんと書いたほうがいいのではないか。

ただ、そこである程度今の情勢、環境、諸条件等考えて、返還率、減額を2割とする代わりと言つては語弊があるけれども、交付水準をある程度引き下げる代わりに、例えば会派分と議員分の配分をどうこうするとか、それからちょっと一部問題になつてゐる携帯電話代をこの中からある程度みるとか、ちょっと次の配分に関係して、水準を下げる代わりにこの議員活動を支える、そういうふうなある程度自由裁量の部分をちょっと入れるとか、そういう形がいいのではないかと思います。

(大森座長)

必要に応じて使われてゐる方から、返還されてゐることが当たり前だという意見と、事実上、今回は減額してて、その程度削減してもそんなに差し支えはないという見方もできるということを、両方書くことは不可能ではないですね。

その次の項に入って行きましょう。会派と議員分の配分です。

(岡本委員)

これは、他府県で聞いても自由に一応配分できるようによつてゐる。ある程度会派で配分できるとしたほうが、確かにさまざまな議員活動を支えるという趣

旨にも合うのかなと。

(大森座長)

ヒアリングの意見もそこに出したのですが。

(廣瀬委員)

平成13年頃、当初の時点では神奈川だけだったのが、今は確か8県ほどが同様に条例改正をしていて、会派ごとに選択制という形に進んでいますし、おそらく三重県議会の場合にも一人会派という方もいらっしゃいますし、あるいは会派ごとに活動スタイル、会派としての組織だった調査、あるいはその中での分担とか、その方式もさまざまであるというふうにヒアリングでも確認できましたので、自由化と言うか会派ごとにその配分の仕方や活動スタイルは自由に選べるというのがふさわしいのではないかと思います。

(大森座長)

私は、将来、会派及び会派間の活動によって、議会が新しい政策を考えていく、目指していくというほうがいいと思います。

(青山委員)

これで行くと、実際はなるべく自由に使い勝手のいいようにするという現実的な問題はあると思うのですが、現状では、なぜ会派分を作っているのかという趣旨が周知されていないと言うか、合意されていない、今まで認識されていないという見方もできるのだと思うのです。なぜ議員だけにしないで会派分というのを作っているのかということは、もう一度考え直すべきだと。

私は、どっちかと言うと、都道府県議会と言うか、大きな広域自治体の議会は政党政治に近いほうがいいと思っています。だから、会派を中心にさまざまなことが調整され、導入されている手段として、会派は大変重要な部分だと思っているので、含みとすれば会派分はもっと増やしたほうがいいと思っているのですが、現状では、なぜ会派分を設けるのかという意味が、三重県議会の議員の中の共通認識としてないというふうに言えるのではないかと思います。

(大森座長)

議会基本条例に「会派」についての何か規定がありましたよね。すぐ出ますか。

本来は、法律改正した時に「会派」で行っていたのだけど、途中から変わっ

たのですよね。当時の自治省は、会派で出すならOKだと言っていたのだけど、途中、国会で議論を行って個人でもいいと。3通りのほうに変えちゃったのですかね。ただ、その場合は、市町村もカバーしなきゃいけないから、都道府県だけ見ていたわけじゃないのですよね。そこがポイントなのですね。

我々は三重県議会ですから、都道府県単位のレベルで見ていて、ある種の見方を取ってもいいと思っているのですが、それは一律に市町村まで及ばないかも知れない。

次が結構きついことが書いてあるのですが、ヒアリングでいろいろとお使いになっていることは分かるのですが、領収書があって、適正手続きで使われていることはよく分かりました。でも、どういう成果を作っているかがあんまりよく分からぬ。そもそもどうして某所に旅行して調査に行ったのですか、その理由はなぜ、それで何が分かったのかということがよく分からない。

先ほどの基本条例ですが、こう書いてある。第5条、議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。「会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする」と書いてあります。三重県議会の基本条例は立派です。ここに合わせて政務調査費をきちんと位置付ければ、それなりの説明ができるのですよ。だから、この議会基本条例の5条にかけて政務調査費のあり方を書けば、法律改正しなくとも十分可能なのですよ。これは立派な規定ですよ。これは「立法事務費」に近いような会派の活動規定です。立法事務費というのは個人の議員でやりませんから。全部会派でしかやりませんから。この5条はなかなかいい条文です。

但し、それにもかかわらず、(3)のように、なかなかこの成果を言ってみろと言われても、議員は困るということではないかと思います。ここはある程度まで書いてもいいと思います。

(4)の「使途項目・使途基準」です。ガイドラインでやっているのですが。ご意見の中にはなかなか現状変化と言うか、変化著しい中でちょっと使い勝手が悪いのだという、そういう趣旨のご発言があったのですが。もしこれを受けると、ガイドラインを少し見直したらどうですかということになります。ガイドラインがよくできているわけだから、そんなに大きな問題にはならないかも知れない。どこかでもうちょっと、三重県が行ってきた一連のこれに関係する

ようなことについて、少し私どもとして評価の言い方を入れ込んでもいいかも知れませんね。ガイドラインが良くできているとかは別として、ちょっといろいろな活動を位置付けられるような規定になっていきますというようなことを、若干評価してもいいかも知れない。

(5) がよく出た意見です。ともかく煩雑であると。ここは何か改善策はないでしょうか。

(廣瀬委員)

ガイドラインの中で、使途に特に按分関係のところが出てきますが、これが費用の趣旨から言うと、そうであるべきという納得はできるものの、ならばハンドリング、事務処理の面でどうかと言うと、当然ながらそれが事務処理の負担にはなっていますから、これは折り合いをどう付けていくかについての問題というのが一つあります。

もう一つは、実費の部分と定額の部分とが入り混じっていることによる煩雑さもあるようとして、これについてはもう当然実費主義のほうへ移行していく。ただ、おそらく県の行政におけるさまざまなもの、例えば出張旅費の規定であるとか、それに準じていらっしゃる部分で定額の部分が相当出ているのかなと思うのですが、それについてはもう行政執行機関の部分と議決機関ということで割りきって、実費主義のほうへ転換をするというのもある程度煩雑さを解消する一つの手段ではあるかと思います。

(大森座長)

私もそう思っているのですが、これはいかがでしょうか。

(岡本委員)

まったく私もそのとおりだと思います。例えば教えていただいた定額の宿泊費の16,500円も、これはもう今の実態に合いませんから、今の両先生のお話からして、例えば15,000円を上限にして、勿論12,000円で終わればもう12,000円の領収書で済ませてしまうということでいいのではないのでしょうか。

但し、先ほど申し上げたような、個人分、会派分とありますが、携帯電話代を使途に含めてあげるとか、そういうことをすれば何も問題ないように思います。

それから、事務処理の項については、これは一番お世話になっている事務局

にあれですが、やっぱりこの議会事務局が何らかのサポートをしないことには、解決できないかなという気がしますけどね。

(大森座長)

今はどうなっているのでしたか。各会派の控室に職員がいるのでしたか。

(事務局)

業務補助職員がおります。

(大森座長)

そうすると、政務調査費の処理について議会のほうがサポートできるとすると、どういうことであればサポートできそうですか。

(事務局)

今やらせていただいているのは、収支報告書のようなものが出てきた場合、ガイドラインの規定上、これはちょっとどうでしょうかというようなところを言わせていただいている状態でございます。あと、旅費関係の重複のチェックと言いますか、提出いただいたたらそれを見せていただいております。

(大森座長)

今のところはどこかに出てきましたか。事務局がどういう活動をしているか、どこかに書き込んでおいたほうがいいと思うのですが。

(事務局)

ガイドライン上は、収支報告書は議長に提出されるわけなのですが、事務局の審査は形式的な審査で、縦横計算のチェックとか、記入漏れとか、そういうことをやらせていただくということで、積極的にどういう部分をサポートするんだという、そういう決めごとはございません。

(大森座長)

実費主義は、私の場合で言うと、新幹線が高いと思うのですが、飛行機は「高齢者当日割引制度」というのがあるのです。そういうのを使っています。行くためにレギュラーのチケットを買って、当日、私が飛行機に乗る時に、「先生が当日お乗りになるのだったら、当日割引に切り替えてもらって、差額は全体から差し引くことになりますので、ご了承願いたい」って、今は実費主義です。但し、いやいや、忘れたので、レギュラーで乗ってしまったと言うと、差額は私のポケットに入るのです。

でも、やっぱり実費主義で行くべきですよ。パパッとお金できちつと精算するというのが世の中の動きで、私の周りもそうなり始めていますから、明らかなことです。

(事務局)

先ほどの事務局のサポートの話なのですが、あくまでも負担金、補助及び交付金という形で議員または会派にお渡しするもので、その補助金を出す側の職員のほうがそう積極的にサポートすることはできないと。あくまでも議員・会派でお願いしますという、そういうことになっておりますので、そこはチェックしかできないのです。

(大森座長)

一種の支援をしているわけだから。

(青山委員)

ちょっとその具体的な実務が分からぬが、数字だけ入れれば自動的に計算されるような、そういうソフトというのが世の中にありますよね。私たちの会社もそういうものでやっていますが、いちいちマンツーマンで相談に乗ってくれと思う時もあるかも知れませんが、これをしなくてもいいぐらいの技術的なバックアップというのはあるのではないかでしょうか。

(大森座長)

どこへ行って何に乗ったかということが分かれば数字を弾き出せると。

(青山委員)

だから例えば東京から津に行く場合、駅の人間に聞かなくても、乗ったところと降りるところを言えば自動的にどの列車に乗って、どの飛行機に乗ったらいくらかかるというのは分かるところで世の中は来ています。そういうシステムを入れさえすれば、この負担はかなり解消できるのではないか。それに必要な経費、アドバイスが必要なものとかね。

(岡本委員)

だから、交付している側がサポートするのはおかしいという説もあるし、交付しているからこそ、サポートしてきちつとした生産を上げるべきだというのはおかしいかな。

(事務局)

厳密に言うと、補助、助成の対象となる業務と言うか事務があるわけですね。当然その事務は処理しないといけませんので、当然事務には手間もかかれば、実際のコストもかかりますから、そういうものを総体で補助をするわけで、そこに要する経費が、補助されるものから出せるかどうかは別にして、全体としての額ですよね。それも含めて自ら処理するとなりますので、補助金を出している相手なので、補助金がちゃんと執行できるように手伝うということは、そもそも補助するという体系ではなくて、それなら自分でやればいいじゃないかという話になりますので、そこまではできないということなのです。

(大森座長)

そうすると、会派で渡したら、会派の中でその種の事務は会派の責任で、例えばアルバイトを雇うなりして処理してくださいと、そういう話になるのですね。

(事務局)

一般論としては、行政に限らずですが、別の団体かのように作って自らしている体系と同じになってしまいますから、これはちょっと制度的には取れないということだと思います。

(大森座長)

でも、昔は役所の施設というのは補助団体の事務局みたいなものをみんな入れていたよね。それが要するに変わった話だと思いますね。定額で丸ごとやって、昔、旅費はよくて、旅に行って友人のお宅に泊まると浮くのですね。その分はどうしたかと言うと、実は現地の人たちと交流していたのですよ。でも、本来の目的じゃないのだけど、そうやって非常に幸せな時期というのがあったのです。だから、それはもう過去の話で、決定的に精算主義に行くのだ、そのほうが県民に分かりやすいと。そういう話になると。ここは分かりました。

(青山委員)

今の話で行くと、一瞬分かったような気になるのですけれども、あえて別の見方があるとすれば、原則はやっぱり煩雑とは言っても、非常に精密な精算をしなければ、公開に耐えられない。それを確保すべきだという大目的があると思うのです。それを実現するために非常に難しいことになるのだと、面倒くさいことになるんだと言ったら、補助金だからという考え方とは別に、議会機能

全体を動かすための経費だったというふうに考えれば、議会の組織を運営するための経費として出してもおかしくないのではないか。但し、その額によりますが。どの程度の話を言っているのかにもよると思うのだけど。別の見方もあるように思うのです。ミクロに見るか、全体を見るかというふうにも言えるかと思います。

(金森委員)

一人ひとりを支援しているわけではなくて、それで皆さん全体の生産性が上がるのであれば、そういったことは必要なのかなと思いますね。

事務処理の煩雑さもありますが、先ほど言ったみたいに実費ということにしてしまえば、いろんなことがクリアになって、使い勝手が悪いと言われている部分もある程度は解消するのかなというふうに思います。

(青山委員)

(4) のところが「使途項目・使途基準」というふうになっていて、三つのブロックになっていますよね。使途項目については定められているというふうに事実だけ書いてあって、後ろの二つは使途基準のことですが、この先どういうふうなところに最終的に落ち着くかどうか分かりませんが、それとの見合いで、確かに条例によって使途項目は定められている。しかし、それがこれから的地方議会とか議会のありようとの関係で、この使途項目を今までそのまま引き継ぐということが適正かどうか、もう一度検討を要するというような趣旨のことが入ったほうが膨らみがありますよね。

(大森座長)

それはその下になる。ここは現状について議論をして、問題点があれば指摘していくって、今の話は下のほうに書き込めますけれども。現在は、この制度が前提になっている解釈で使途項目を決めている。使途項目そのもののあり方を、その「政務調査費」という全体のあり方との関係で変えていけば、使途項目は変わる可能性が出てくる。今までこれはお金が出せたけど、これは今後出せませんよと。新しくこういう項目は作ってもいいのではないですかということはあり得るかも知れない。それはあるかも知れない。それは下のほうだと思います。現在の枠組みの中で処理されていく実態に即して、何か物が言えるところはまとめておこうかなと。

それで、19 ページから 20 ページですけれども、まだここは今日お示しするほどの内容は固まっているわけではなくて、でも、そこにこうやって並んでいますように、その全般を受けている形になっていますので、議員さんの活動は実に多様であるということは、繰り返し我々の調査で分かったことで、今回、政務調査費でも分かったことですので、それを何か縮減するような方向を目指すわけではなくて、そのうちどういう活動に政務調査費がふさわしいかという立場だと私は思うのです。

「調査研究の範囲」という議論を立てている理由も、それも本当は調査研究でいいのかと。「情報公開と説明責任」についてはそれほど大きな議論ではなくて、立てられることができると思いますが、「活動成果」は結構難しいです。何かちゃんと証拠立てろという話をすると結構難しいですね。圧倒的に知事部局が政策立案をやっちゃっているものですから、知事部局がやっている企画立案を前提にして議会のあり方をそのまま温存しろと言ったら、こと新しくこれを変える必要はないですね。でも、すべてじゃなくてもいいから、本来、議会は議事機関なのだから立法機能を果たせと。立法機能を果たすために必要な経費について、まず根拠をもって支出するなら、必ずや県民の理解をいただく。今の政務調査費の使途は、合法的だけどどうやっても説明しにくいのではないですかということは言える。

そのへんのところは少しある程度問題点を書いて、改善点を書いて、それでちょっとご議論していただきたいのは 4 のところ。地方自治法の一部改正に向けてのある動きがあるということで書いてございますが、現在の要請の言い方は、現在、法文上、調査研究活動に特化されている政務調査費を見直して、ここがポイントですよね。政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動または会派活動に充てることができるなどを明確にするような法律改正を行うようにお願いしたいと。従って、「政務調査費」の名称も改めてもらいたいという、そういう要請を今、政党筋のほうに出している。

これは本当に法律改正が行われるかどうか、まだ分からぬのですが、自民党と民主党ではちょっと違うように伺っていますので、その「政務調査費」をどういう名前に改めるかということは、今後のこの使途、さっき言った項目等に影響を及んでいく可能性がありますので、重要なことで、こういう動きがある

ことを含めて我々は何か言うかどうかということが一つあります。もしこういう活動が、すぐに行われるかどうか分かりませんが、地方自治法の改正が乗つからって動く場合には、我々としてはこういう国のほうの全体の動きに対してこういう観点から改革すべきではないのですかということを言ってもいいという箇所ですけれども。

私は、個人的には「調査」という言い方を何とかして外してもらいたい。「調査」を外せませんかと言っているのです。政策形成でも「調査」というのはありますが、「調査」というのは地方自治法上の定義に係わってくるものだから。

多分法律改正は「調査」が外れる可能性は十分あって、そうすると調査をそのまま外すと「政務活動」になるのですね。私は、「政務」というのはもっと怪しい概念だから止めたほうがいいという説なのです。そうすると、活動はいいのですよ。そうすると「政務調査」に替わる何か文言を作ってもらいたいのですね。それで法律を直したら、議会基本条例等を一斉に直すと言って、新しい議会のあり方の次のステージに向かうような、そういう話にしていただくのがいいのかなと、そういう願望を個人的に持っていますので、ここは何か書き込みたいところなのです。もし直しになるのだったら、こういう趣旨でこういう文言でいかがでしょうかぐらいのことを言ってもいいかなと思っています。

廣瀬委員、どうですか。

(廣瀬委員)

すぐには思いつきませんが、議会基本条例の中で、議会の機関としての責務、それからそれを全体が効果的に実現していくための議員の責務と、それから会派についての規定がありましたけれども、機関全体としての果たすべき役割を行うために、議員・会派レベルで対応しなければいけない活動というのがあるのですね。機関活動そのものはもう機関経費でやるわけですが、それだけで議会の活動が成り立つわけではないということをまず説明した上で、それに資するための議員・会派活動、それをどう一言で表現すればいいのかというのは、ちょっとすぐには思いつきませんけれども、趣旨としてはそういうことに説明ができる形でそういうことに使えるという必要経費が認められるべきだと、こういうことになるのではないかと思います。

(大森座長)

さっきちょっと出したペーパーで強調したのですが、やっぱり政務調査費を作った時は、議会が自ら政策を作っていくという発想はなかったと思うのですね。そのことが時代の変化の中で、特に三重県議会の場合は、自らそれに乗り出していますので、そういう三重県の努力と合わされるような形のほうがいいと思うのですね。あるいは、そのことが全国の議会に対してかなり影響を及ぼしていくのだと考えて、そういう方向で国の方も直してもらいたいですね。

だから、今は少し実際に使ってみて使い勝手が悪いから、もうちょっと自由にして欲しいというような形で法律を改正するということでは、再びまたジレンマに陥るでしょうと、そのことぐらいは言っていいのではないかと思っているのです。

(青山委員)

この「議員活動の説明」という言葉が、ちょっと何を言おうとしているのかよく分からぬ。政策立案、議員活動の説明、何か隠語のような感じがしますね。何かを言おうとしているのだけど。

(大森座長)

大きな流れの中で、やっぱり議会は議事機関なので、もっぱら知事部局が出てくる提案をそのまま前提にしながら議論するのではなくて、最近は予算編成についても予め議論をした上で首長さんのほうに、議会はこういうふうにしたから、きっちとそれに即して調整して来いというような話も起こっているわけです。議会というのはやっぱり広い意味の政策を自分たちで作っていくということに主眼を置いたような議会の活動、廣瀬委員が言っているように、それを実際に実態として担うような会派、議員さんたちの集まり、そういうことが可能になるような話だと思うのですね。

その点でやはり 100 条に規定しているのは、私は大問題だと思っているのです。あそこに出ている限りは動きが取れないので、外へ出せと。だから、もし国が改正をするなら、100 条から抜き出して違うところに入れなさいと。どこに入れたらいいですかということについての、ここに入れたらどうですかということになる。あるいは、そのことをやりにならないのだったら、三重県の議会基本条例の中でギリギリ対応できるような改革をやってみたらどうですかと、そこまでは言えるのではないかと思うのですね。

ちょっとこれ工夫して、皆さん方のご意見をお伺いますので。

(2) が「議員報酬との関係について」ですが、これも私の意見が出過ぎていて恐縮ですけれども、ゴチャゴチャ言わないで、報酬に全部入れて、あとは報酬で使うように所得として自由にお使いになつたらどうですかという意見もあり得るのです。

但し、この意見は、これはお聞きしなきやいけないのですが、議員さんたちにあまり受けないので。どうして受けないかと言うと、現在、世の中の動きは、報酬についても下げるとか、これも下げると言っているだろうと。その中で仮に一応使えるようになっている政務調査費を議員報酬の中に丸ごと入れてしまつたら、それで議員報酬は上げろというのはなかなか通用しませんと。従って、この議論は事実上下げる議論だと、そういう反発が非常に強いから、これは軽々に、一応案を出していますが、簡単に残るかどうか心配しながら出しています。これは皆さん方のお考えを伺えましたら。「選択肢もあり得る」ぐらいでしたらギリギリでしょうか。

これは、激しく言うと「政務調査費は廃止にしなさい」と。その代わり、報酬の中に議会の活動を担う議員さんたち、あるいは会派の果たす役割も含んで、従って報酬等審議会で決める時の重要な考慮の要素として、「立法事務費」みたいなものにあたるものも入れ込んで採否を決めなさいと言うか方針を決めなさいという、そういう話なのです。ちょっと書きすぎていませんか。

(青山委員)

これは全体に1は現状で、2は基本的な考え方で、3が当面こうしなさい、こうしたらどうですかという当面の策ですよね。4は中長期的な話という、そういう位置付けになるのですか。

(大森座長)

はい。その中に、三重県議会基本条例を手直しすれば可能になることも、できれば書いたらどうかと思っているのです。なぜならば、法律上の「政務調査」なんて何の定義もないから。だから今のようにワーッと使えることになっていく。逆に言うと、自治体の意思として自分たちはこのお金はこうやって限定して使うということが可能になる。そういうことを何か言えないだろうかと考えています。

(青山委員)

これは、言い換えをすれば、義務付けではなくて、法律上は「することができる」になっているわけだから、もう一度「ない」ということから考えて、どうしても必要な部分だけひねり出す、そういう論理になるのでしょうか。そういうふうに読めなくもない。基本的にゼロでもいいのではないか、ゼロということもあり得る。でも、どうしてもゼロでダメなのはなぜかというふうになるのか、ちょっと私自身も迷うところです。

(大森座長)

法律的にはゼロはあり得ますが、今日、資料を出しているように、全都道府県で交付していますから、逆に言うと、三重県をゼロにするには特段の理由が必要なのです。どこか一、二、出していないところがあれば、それは調べると分かるのですけど、地方交付税措置があるのは全都道府県が出しているからで、それを法律化したわけですから。

そうすると、仮に地方交付税措置になっているから、県に来ているお金の中のどこかに入っているのですよね。どういう形で入っているかよく分からぬけれども。そのうち、三重県はこのお金を使わないということになつたら、その交付税措置のお金は他に使われることになる。そういうことを我々は許容することになる。その分は報酬を高めなさいということ。ゼロにしておいて、報酬に入れろと。

(青山委員)

それはしかし同時に、性格が変わるからそれはそれで論理は通るのですが、よけい分からなくなりますよね。透明度が落ちる。

(大森座長)

次はどうなるかと言うと、議会や会派が実際に何をやっているかということを十分説明しなさい、議会報告を含めて説明しなさいということになりますね。議会はどういうものをやっているのですか、会派は何をやっているのですかということの十分な説明責任が起こりますよ。そちらのほうで全体をチェックしたらどうですかと、そういう話になりますよね。そうじやないと、ちょっと一方的になるわけですから。

はつきり言うと、課税の対象にするかどうかなんです。「立法事務費」という

のがこれだけ拡大していますが、課税の対象の外ですから。

今回、私はもうちょっと正確にしないといけないのですが、最初、国のはうで国会議員に立法事務費を出した当初は、確か1万円なのですよ。それが現在65万になっているのですけど、それが今、止まっているのです。だから国はその都度上げてきているのです。何回か、明らかに。側面として何でその額なのかよく分からぬのですけど、月々会派単位ですけど、無税で65万円使えるようになっているわけですよ。

でも、国のはうは、国会は唯一の立法機関なわけだから、「立法」ということにうまく引っかかっているのです。だから地方議会の場合は、私は立法機能は重要だと思っていますが、立法の相当部分は知事がやっているものだから、あまりそこだけに限定してこれを根拠付けると難しいのですよね。議会は唯一の立法機関でない可能性があるでしょ。そこは悩ましい。

それと、ついでですが口頭で。「おわりにあたって」のところの文言はまだ書いてないのですが、いくつかございまして、一つの指摘は、今回我々は議員報酬、政務調査費についてのあり方を考えているのですが、議会活動全体、議員たちの報酬においてかかっている経費全体のトータルの見方というのがあるのですね。個々の視点じゃなくて、議会に出ている支出全体についての視点というのがあって然るべきだと思うのです。

普通は、県の予算のうち議会費に何%あたっているかという議論をしているのですが、その何%あたっているかというのは事実上そういうパーセンテージなのです。その善し悪しをあんまり議論したことではないのですよね。逆に言うと、個別の議員報酬の、今回私どもが中間報告で打ち出したものについても、あれだけじゃなくて、議会費全体の中で報酬の持っているウェイトといったものは当然ながら議論されて然るべきです。もうちょっとと言うと、議会の活動全体を維持するためにかかっている総経費についての視点があつてもいい。

見方はいくつかありますて、あまりにも議会費が少なすぎている、この状態はひどいと思う。議会費が少ない最大の理由は、議会費には職員も入っているでしょ。

(事務局)

議会費には入っております。

(大森座長)

ということは、圧倒的多数の職員は知事部局にいるわけですよ。だから議会費が少ない最大の理由の一つは、議会事務局職員が少ないとということですよ。議員数は、選挙区もあるからそう簡単にいじれないからね。事務費が少ないとということは、少なくとも議会の活動が成り立つというふうに見なされているわけですよ。その大部分は、議会が政策立案しないという意味なのですよ。だからこの程度の職員でいいのだと決めているのですよ。そういうことについて何かやっぱり所見らしきものがあってもいいかなと思うのです。ちょっとないがしろにし過ぎてきた。

でも、世の中は、議会事務局の職員を増やせなんて言っても、多分簡単には「うん」とは言わないのでよね。今の議会事務局の職員だって、一生懸命仕事をやっているのですが、仮に議会が従来のような活動からもうちょっと張り切って、いろいろ自分たちで政策の調査をやったり、政策立案について乗り出した時に、議員だけでやれなんて言っても、補佐がいない限りは無理ですよ。県民もそれなりにいろいろ補佐することもあり得ますが、やはり議会事務局の職員が政策立案について補佐するという体制を築かない限り、簡単に行かないと思うのですね。議会費全体の総額に占める比率はあまりにも少なすぎるじゃないですか。もうちょっと議会事務局の職員を増やすことによって、議会の活動の政策費を強化せよということは言えないことはないと。賛同していただけるか分からないけれども、一つはそういうことです。

それと、中間報告で議会に説明に行った後、サーッと流れまして、マスコミの書いた書きぶりもございまして、県民から相当ご反発はあったのですが、あの趣旨についてももう一回きちっと、我々はこういう趣旨であれを出したのだということを、終わりにあたって書いておくべきでないかと思うのです。強調したのですが、ああやって流れてしましましたので、もう一回そのことも書いておこうということが2番目です。

3番目に、中間報告で一応最初の時に取っておいた、青山委員が書いてくれた文章があるのですが、いくつか中間報告の段階では少しそぐわなくて入れていなくて、最終報告に取っておいた文章がありまして、もうちょっと幅広い議会のあり方等についての文章がありますので、それはできれば生かさせていた

だいて、この中に入れ込んだらどうかというのが、一応この空白になっている部分なのです。

青山委員、それでいいでしょうか。

(青山委員)

結局、報酬とか政務調査費を一体いくらにするとか何に使うかというのは、市民の人たちの全体的な信頼の問題ですから、議会が本当に必要なのだと、役だっているというふうに実感を持つことが必要になるわけですね。それをずっと突き詰めていくと、議会を批判するのではなくて自分たちのことなのだというふうになるように、極力、最終ゴールはやっぱり議会の構成がさまざまな階層をなるべく合わせていく、所得の関係だとか男女の比率、地域の比率、そういうふうになるのかなという趣旨で書いたような気がします。このもともとのお金の根底にあることはそういうことじゃないかと。

(大森座長)

世の中で都道府県議会については少ないのですが、議員の定数問題と議会費の総額を重ねて議論する人が結構いるのですね。その総額をカットするために議員定数を減らせと。つまり人件費を減らせという議論があるのですね。ということは、都道府県議会の定数問題について何も触れなくていいかどうか。都道府県の定数問題は選挙区制度の問題になるから簡単ではないのですが、今後仮に、一応合併がありますから、今は郡・市ですが、多分変わっていくと思うのですね。市町村体系という時に三重県議会の定数のあり方について、私たちが何か言える立場ではないのですが、これも全体の今回の議論とどこかで結び付いているから、一部対応をこういうふうに考えたらどうですかということを言っておく必要があるのではないかと。

しかも、人口の規模による定数の規定は地方自治法から削除されているから、本格的に定数のあり方について、議会はきっと自分たちで考えるような場を持つべきなのですね。それを次の三重県議会の改革問題としておやりになってはどうですかというぐらいのことを言っておくと。結構悩ましい。

(廣瀬委員)

その点で、先ほどの議会事務局の職員定数の関連で、都道府県議会では東京都議会だけが議員の定数よりも事務局の職員が多いのですね。でも、それ以外

の 46 はすべて、それから調べたことはないのですが、おそらく市町村議会においても、おそらく議員定数よりも職員のほうが多いところはないですが、これは本当にそれで動くのでしょうか。特に権力分立型の議会というのを持っている時に、執行権を議会が持っている、例えばアメリカのカウンシル制であるとか、そういうところは言ってみれば執行機関の職員が全部議会の補佐職員ですよね。それに対して権力分立型の場合には、執行機関の職員は、独立をしたもう一方の機関ですから、それとの釣り合い、あるいはそちらが立案してくるものをちゃんとチェックをするという観点から言うと、もっと職員による補佐が必要なはずなのですけれども、そういう体制になっていない。

それを、一つは職員体制をどうするかということ自体として議論があって、これは議員内閣制の制度だけれども、例えば内閣法制局よりも衆議院法制局のほうが人数が多いですね。でも、あまりこのことは知られていないです。そういうことも考えると、例えば知事部局における法制担当職員の数よりも、議会の法制担当職員の数のほうが多くてもいいのではないかと。でも、現実はそうなっていない。

他方で、でも、無限の資源があるわけではないから、限られた資源の配分としてならば、議員定数と職員定数の配分は今でいいのか、一部の市議会あたりでは、議員をちょっと減らしてもいいから、その分、同じ人数だけ職員を増やして欲しいというような議論をしている議会も出てきています。こういう論点もあるのだということを、展望的なところでは少し書いてもいいのではないかと思います。

(大森座長)

今、地方公務員法に載るかどうか分かりませんが、あれが仮に通ると、議会事務局の職員の人事評価や何からきちっと、議会事務局の職員の人事評価と知事部局の職員の人事評価を同じということはあり得ない。ということは、その段階で議会事務局職員のあり方も広い意味では、問われるということになります。

だから、今のところは非常に重要なので、考え方を少し最後はいくつか並べて書いておきたい。あとで県議会の皆様方が何をどうお考えになるかですけれども。東京都の議会の調査部というのは伝統があって、今は私はお付き

合いがないのですが、かつては知事部局以上の調査をやっていたのです。新しい地方自治法のテーマはだいたい調査部から出てきていて、メチャクチャ能力があった。これは珍しいのです。その後ちょっと私は関係なくなったのですが、あそこは例外ですよ。少なくとも、議員定数に対して職員が少なくとも最低数上回れとか、その代わり、その上回った職員の補佐によって、議会のこういう活動を強化すべきであるとか、そういう何か指摘があってもいいでしょう。ちょっとないがしろにしそぎていると思います。

これを言うと、また知事部局がオカンムリになる可能性があるのだけど。でも、長い間の習性みたいになっているから、それを直してみたらどうかと。そのようなことをここで少し何点か書いてみていいでしょうか。青山委員の文章を生かしますけれども。

(青山委員)

さっきの定数に係わるところとも関係するのですが、その結果としてこの報酬にしても政務調査費にしても、例えは議会のお手盛り、あるいは知事部局とのなれ合い、一般の人たちにとってみると、「俺たちの知らないところで勝手にやっている」、こういう印象を与えていないかどうかというのは、常に緊張関係はこれからもずっとあると思うのです。

そういうことの感覚が失われると、結局、多くの人々は自分たちがいつも政策形成のそういうところから疎外されていると。それで知事と県会議員は勝手にやっているという人たちが過半数になると、次に何が起きるかと言ったら、既得権者を攻撃する攻撃型ポピュリズムが起きるのですよね。そうすると、議会、多様な言論をさまざまみんなが知り合いながら合意点を見つけていくということが民主主義とすれば、それが崩壊していくことになるので、その定数の考え方と合わせて、この問題というのは非常に緊張感を持って考えないといけない問題じゃないかと思うのです。攻撃型ポピュリズムというのは現実に一部起きていますから、そういうことは今の時期から、こういう問題からも十分に考えていかなければいけないということだと思います。

(大森座長)

最後の「おわりにあたって」を全部青山委員に書いていただいたほうが収まりがいいかなと、チラッと思ったりして。ご相談させていただきますので。

だいたい今のようなことが論点じゃないかと思っていますが、何か他にお気付きの点はありますか。今回、最終ということで、こういうことは触れておいたほうがいいのではないかということがありましたら。

(廣瀬委員)

「基本的考え方」の「活動成果」のところなのですが、確かに立法という要素、政策形成、政策立案という要素が大事であるというところは異論はないのですが、一方で二元代表という意思決定の仕方で、執行側の提案権を付与して、アメリカ型だと提案権そのものも具備して、形式的なものであるかも知れないけれども、あくまですべて立法的には議員立法しかないという制度設計もあるところ、首長側にも提案権があるという中で、ならば議会は何をやればそれにに対する責務を果たしたことになるのか。原案可決であるとしても、議会を通ることによって裏付けが取れていく、あるいはダブルチェックをちゃんとやっているのだという意味の、それがどこまでできているか、そのために必要な調査という部分もあるのだと思います。そういう観点も盛り込む必要があるかなと思います。

(青山委員)

難しいですよね。どういうふうにそれを、何をもってそれをそうだと言えるか。

(廣瀬委員)

質的なところの評価は別として、議案に対する質疑に対して、提案者の情報のみに基づいて判断をしているのか、議会議員側が別の情報源を持ち込んできて、それをぶつけているかという違いだと思うんですね。だから、そこはなかなか確かに、議事録を丹念に読み込んで、例えばこの議員のこういう質疑というのは、こういう活動や調査の裏打ちなしにはできないというようなところを、これは議会の側からの説明責任の果たし方の中でやっていかれるべきことだと思いますが、政務調査費というのはどこに成果が表れるかということを概念的に説明するという観点では、そういう要素も重要なポイントではないかと思います。

「これはどうなっているのですか？教えてください！」という質疑というのが、現実には少なからずあるわけですが、これは言ってみれば調査できていな

い。それに対して、「ここではこういうふうなところで問題に直面しているようだけれども、うちの県ではどうなのだ?」ということがぶつけられているとすれば、それは明らかに調査の裏付けがあって質疑ができるていると。後者のようなものがどう政務調査費によって支えられているのかということが言えるのではないか。

(大森座長)

質疑のあり方ね。討論のあり方が本当は問題なのですね。

政務調査費を仮に会派単位にしたら、討論こそが意味があるよね。最終的には議決で多数決を決めているのだけど、そこを討論でやられちゃうと。政策論争になって、最終的にそれでもきちつと折り合って多数決で決めていくと。質疑や討論のあり方。

(青山委員)

政務調査費はもう少し絞りこんだ、その絞りこんだお金で、議会事務局の議会議員の政策立法活動を支援する職員の定数を増やすということはどうですか。

(廣瀬委員)

政策的な判断ができると。

(青山委員)

中のお金の使い方としてね。うまく人が使えるかどうか、それはやってみないと分かりませんが。確かに一人で何でもかんでも調べるのは大変ですから、助けてくれればその分は政務調査費が減っていいという判断もあり得ますよね。

(廣瀬委員)

それは、例えばアメリカの連邦議会などを見ていると、連邦議会職員の中にも政党に張り付く人、例えば委員会スタッフも明確に分かれています、この相互には基本的にはコミュニケーションも原則しない。つまり、党派や立場が違つて、そのあとで議会で議論するための、言わば裏付けになる調査をやる人たちだから、手の内を明かすわけにいかないので分離するわけですね。

日本の場合には、機関としての議会の職員というのは特定の政党会派や特定の議員のために働くのではなくて、機関のために働いていらっしゃるわけで、そこの必要性の比重の置き方が、機関としての比率をもっと高めて、そこで共通の調査をやることであれば、職員の人数を増やすということになるし、

そこに来る前の各会派や各議員がどれだけの情報を仕込むことができるかということの勝負だということならば、それは今の制度で言うと政務調査費の側でその経費をカバーしていくしかない。

もう一つは、個々の政党や議員の皆さん的政治資金というのも出てくるでしょうけれども。

(大森座長)

もっと広く言うと、議会事務局職員の人事権は議長が行使すべきなのです。実質的な行使はしていないのだから。俺のところの議会は、事務局長は他から持ってきていたい、他から選んできたいと。あるいは、およそ執行機関しか来ないけど、國の人間を議会事務局長に呼んできたいと。かまわないのですよね。議長がやればいい。そのことは、議会事務局をどう考えているかによってくるのですよね。

だから、議会事務局の職員の人事のあり方は、ほとんど首長に実質やられちゃっている。それも自立していないのですよね。議会はもともとからしてそういうものだと、そう思われているわけですよ。だから、これを何か変えようとすると、今度は知事部局から強い反発が来る。いつも、どこもそうなのです。現状でいいじゃないかと。

(青山委員)

それは、現実的には地下でつながって人事をしているわけだから、その話をするんだったら、例えば東海3県なら東海3県だけで県議会事務局の人事をしていくのだと。ブロック単位に議会事務局、つまり自分の生涯の公務員としての目的を議会に置くのだという人たちを探っていくというふうにしていかないといけない。私はそっちのほうがいいと思いますが、そうやって広域人事をしていくのがいいのですよね。あるいは市町村議会事務局と県議会事務局を一つに単位にしていくとか。

(大森座長)

議会事務局の共同設置というのは可能でしょ。まだやっていないから。

(廣瀬委員)

やっているところはないと思いますが。

(大森座長)

行政機関等の共同設置の中には、議会事務局の共同設置は可能だということは、共同して職員を採って、お互い様一定の役割について能力のある人を取つていって支える。そういうのもできないことはない。ただ、あれはなかなか動かないものなのでしょ。議会事務局の共同設置というのは。

(青山委員)

そこまで行きますか。

(大森座長)

いや、今回はあんまり広げて書くわけにいかない。

(廣瀬委員)

ちょっと余談なのですが、被災地では公務員の方も相当亡くなったりして、他県から派遣の職員さんを受け入れているところがありますが、議会事務局に県派遣の方が入っている市が一部あります。そうすると、少し執行部門と議会事務局の関係が微妙に変わるそうですね。自分のところの職員で行っているのではない形で、しかも県から来ているということもあって、ある種の遠慮のなさがあるわけですね。それによって執行機関と議会の関係が微妙に変わったということがあります。

(大森座長)

いつも副知事に行かないで、議会事務局の職員に行きなさいよと言ったことがあるのです。そうしたら意外な顔をしていた。およそ国の役人は、議会事務局というのではないですよ。多分、行けと言われたら嫌がるね。いろんな人材をどうやって確保するかということを考えたら、基本的にはそんなことがあってもいいのでしょ。

三重県でやってみませんか。この副知事格の人を事務局長に据えたいと。ついては、総務省のこういう人を議会事務局で欲しいから、来いと。

(青山委員)

衆議院や参議院と交流したほうがいい。

(大森座長)

そうそう、衆議院とか参議院。

考えていくといろいろ、相手があることですけど、全部書けませんので。話題としてはあるということで、議事録には残すということにいたします。

それで、ちょっと今後のことですが、今、口頭で言ったようなこと、まだ私の責任で案文ができていませんので、ちょっと事務局の手を借りながら案文を考えますので、もう時期が切迫しているものですから恐縮ですが、一応前回と同じように案文ができた段階で皆さん方にメールを送りますので、ご意見を出していただいて、最終的には最終段階に間に合うような成文をするというふうなやり方でよろしいでしょうか。

それで、今日できれば、一応 11 時ですのでこれを閉じさせていただいた後、若干今のことについてどうすればいいかということの打ち合わせをして、今日は終わりにさせていただくというふうにさせていただきたいと思っていますが、それでよろしいでしょうか。

では、本日は以上でございます。ありがとうございました。(終)

